

議会改革調査特別委員会審査結果

☆ 開催日時 令和元年11月25日(月) 午前10時
☆ 会議室 正庁3

☆ 協議事項	結果
1 モニター意見の検証について	
正副委員長が作成した、モニターさんへの回答案に対し次回以降委員より意見を頂くこととなった。その中でもすぐに回答できるものが数件あったため、それらはすぐに回答し、回答の語尾が統一されていないものは修正し統一化することとなった。	
今年度のモニターさんの意見も今現在頂いているものを各委員に提示し、回答を考えてきてもらうこととした。	
2 傍聴規則の見直しについて	
傍聴規則の見直しについて、「会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。」という条項は開かれた議会を目指す上で必要ないという意見があり、協議の上この条項は削除、「12歳以下の児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。」という条項も削除、「議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。」に関しては、他市を含め正副委員長で調査・検討していくこととなった。「飲食又は喫煙をしないこと。」の部分に関しては、水分補給が必要な方の場合、休憩室に水分も用意してありますのでそちらをご利用くださいということで対応できるため変更なしとなった。	
そして、傍聴に来られた皆様にお渡ししている「市議会の傍聴」という紙の中で、傍聴のときに守っていただくことという部分に、「病気などの特別な場合以外、帽子、外とう、えり巻きなどは着用しないこと。」と書いてあるが、一般常識の範囲で議長の判断で対応できるということで、その部分は削除するという事となった。	
3 その他	
報告案件3件	